

みんな大好き!!ペット王国2025

出展規約(1/2)

いつも「みんな大好き!!ペット王国」をありがとうございます。
ご出展に際しましては、以下規約を必ずお読みいただき、ご了承いただいた上で、別紙「出展申込書」にてお申込みください。

1. 出展契約

- ・出展契約は、出展者が「みんな大好き!!ペット王国2025 出展申込書」（以下、「出展申込書」という）を、「みんな大好き!!ペット王国2025」（以下、「本催事」という）の主催者（以下、「主催者」という）に提出し、主催者がこれを承諾したときに締結・成立するものとしします。
- ・主催者は、出展者が本出展規約を理解、同意した上で出展申込書を記入、提出したものとみなし、出展契約後、出展者は自らの責任と費用で、本出展規約を遵守する義務を負うものとしします。
- ・出展者は、出展契約の締結及び出展料の全額支払完了をもって、搬入開始日から搬出終了日までの小間の使用権を取得します。出展者は定められた小間スペースを超えて出展物の展開等を行うことはできず、超えた場合は、超えたスペースに応じた追加出展料を支払う義務を負うものとしします。
- ・出展物は、事前に主催者の承認を必要とします。承認された物品等は、来場者に販売することができますが、生体販売（犬・猫）は禁止します。
- ・主催者は、法禁物や危険物、その他本催事の正常な運営に支障をきたす恐れがあると判断した物品等について、本催事の開催日であっても、出展者による持込を禁止することができます。これによって生じた出展者の損害について、主催者はその責任を負いません。

2. 出展申込の取消・契約の解除

- ・出展者は、主催者が定める期日までに出品料を全額入金するものとし、期日までにその確認ができない場合には、主催者は出品契約を解除する権利を有し、これをキャンセル扱いとすることができるものとしします。その場合、出展者は以下に定めるキャンセル料を支払う義務を負うものとしします。
- ・出品契約の成立後、出展者が主催者に申込小間数の一部又は全部を取消すことを申し出た場合は、いかなる理由があっても出展者によるキャンセル扱いとし、以下に定めるキャンセル料を支払う義務を負うものとしします。

2025年2月17日(月)～2025年3月21日(金)にキャンセル(又は未入金)の場合：出品料の50%

2025年3月22日(土)以降にキャンセル(又は未入金)の場合：出品料の100%

3. 本催事の変更・中止・延期

- ・主催者は、天災地変、紛争、法定伝染病の法適用区域になったための禁足・利用交通機関の遅延など、主催者の責によらない不可抗力により、本催事の会期の変更、開催の縮小・中止をすることがありますが、主催者はこれによって生じた出展者その他の損害について責任を負わないものとしします。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、主催者の判断で本催事自体の中止を決定した場合、出品料の全部を返還しますが、中止によって生じた出展者の損害については補償しないものとしします。なお、出展者の判断でキャンセルをする場合は、「2」に定めるキャンセル規定に従うものとしします。

4. 出展物の管理

- ・主催者は、会場内での出展物の保全について最善の保護と管理にあたりますが、損害損失(盗難・紛失・火災・損傷等)については責任を負わないものとしします。

みんな大好き!!ペット王国2025

出展規約(2/2)

5. 小間位置の決定

- ・出展小間の位置は、主催者が出展内容、サービス、小間数、申込順などを考慮の上、決定し、出展者に連絡します。出展者はこの決定に対して、変更を申し出ることはできません。
- ・主催者は、小間位置の決定後も、必要により、小間位置の変更をする場合があります。
- ・出展者は、決められた位置の小間の全部又は一部を、有償、無償に関わらず、第三者に対して譲渡・貸与・交換することはできません。

6. 留意・禁止等事項

- ・主催者は、自らの責に帰すべき場合を除き、出展者間又は出展者と来場者とのトラブル及び事故について、一切の責任を負いません。
- ・出展小間内及び出展物による事故については、出展者が責任を負うものとします。
- ・会場内に工作を施した場合及び会場内諸施設を破損した場合は、出展者は出展者撤去作業終了時刻までに原状回復をする責任を負うものとします。回復が十分でない場合、制限時間内に回復が行われない場合は、主催者が出展者に代わってこれを実施することがあり、その回復に要した費用は主催者が出展者に請求するものとし、出展者はこれを支払う義務を負うものとします。出展者が出展者の責による破損に気づかずに退出し、主催者がその破損を発見した場合も、出展者は同様の義務を負うものとします。
- ・主催者は出展契約を締結した出展者に対し、事前に「出展細則」を配付します。出展者は出展契約の締結をもって当該「出展細則」を遵守する義務を負うものとします。事前に詳細を確認したい場合は、出展申込書に記載の事務局連絡先にご連絡ください。
- ・主催者は、出展者や出展物を含む会場内の撮影を行い、告知等の目的で一般に流布する場合がありますが、出展者はこれを認めるものとします。

7. 出展規約の変更等

- ・主催者は、やむを得ない事情がある場合は、本出展規約の一部を変更することがあります。この場合、出展者は変更後の出展規約を遵守することとし、万一それによって出展者に損害が生じた場合も、主催者はその責任を負わないものとします。
- ・本出展規約に定めのない事項については、主催者・出展者双方誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。

8. 反社会的勢力に対する取り決め

- ・出展者は、自らが、暴力団や暴力団と密接な関係を有する者等、反社会的勢力でないこと、また各都道府県が定める暴力団排除条例を遵守することを確約するものとします。万一、このような事実が判明した場合、主催者は出展契約を解除する権利を有し、また、出展者はかかる解除によるキャンセル料や損害賠償等の責を負うものとします。

以上